

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

太宰府市長 殿

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日までに、官公署に対し必要な文書の提出を求め、事業者に提供することがあります。

2. 申請書等に記載した内容が事実と異なる場合は、認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日までに、官公署に対し必要な文書の提出を求め、事業者に提供することがあります。

3. 子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日までに、官公署に対し必要な文書の提出を求め、事業者に提供することがあります。

4. 新年度4月利用開始の場合、認定希望日より前日までに、官公署に対し必要な文書の提出を求め、事業者に提供することがあります。

5. 申請内容が事実と相違した場合は、認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日までに、官公署に対し必要な文書の提出を求め、事業者に提供することがあります。

6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日までに、官公署に対し必要な文書の提出を求め、事業者に提供することがあります。

預かり保育を利用しない方用

※「預かり保育」とは、標準の幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行うものです。

記入例

施設の利用開始日(新入園児は4月1日)もしくは満3歳になる日のどちらか遅い日にちを記入してください。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日までに、官公署に対し必要な文書の提出を求め、事業者に提供することがあります。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間外に実施する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日		令和5年 4月 1日		
保護者	フリガナ	タザイ 太郎	申請 子ども との続柄	居住地	〒 818 - 0101 太宰府市観世音寺1-1-1〇〇コーポ101	
	氏名	太宰府 太郎		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 太宰府市に転入予定の方のみ転入後の住所を記入してください。	
	※ 自署の場合は印は不要です。					
日中の連絡先(電話番号) *確実に連絡の取れる順に記入して下さい。				生年月日	昭和62年12月1日	
①	090-xxxx-xxxx	父携帯 父勤務先 自宅・その他()	②	090-xxxx-xxxx	母携帯 母勤務先 自宅・その他()	
				個人番号 (マイナンバー)	保護者の個人番号を記入	
子ども申請	フリガナ	タザイ ユメ	現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒 -		
	氏名	太宰府 ゆめ	生年月日	平成30年6月1日		
				個人番号(マイナンバー)	子どもの個人番号を記入	

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

フリガナ	〇〇ヨウチン	所在地	〒 xx - xxxx 市 092 (xxx) xxxx
施設名	〇〇幼稚園	利用開始予定日	令和5年4月1日

幼稚園の利用開始日を記入してください。
※新入園児は4月1日

本人確認書類は申請者のみで構いません。

<添付書類>

1. マイナンバー関連書類

個人番号確認書類
※以下のいずれか1点で可 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(顔写真入り) (1点で可。本人確認書類は提出不要) <input type="checkbox"/> 個人番号の通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票等

+

本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 顔写真付きの証明書1点 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・障がい者手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書	<input type="checkbox"/> その他の本人確認書類(2点必要) ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・生活保護受給者証 ・恩給証明書